

平成22年度事業計画(案)

I 活動の基本方針

「法人会の基本方針」に則り、納税意識の向上、会員の研さん、社会への貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、納税者団体として税務機関、関係団体との協調のもとに納税道義の高揚、税務知識の普及及び向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与する。

また、公益法人制度改革に対して、これに的確に対応するため「公益認定法人」を目指すことを基本方針としつつ、県連との連携を密にして、公益活動の充実、組織の充実を図る。

なお、事業活動においては、上記、公益法人制度改革への対応を意識し原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、以下に掲げる諸施策に取り組む。

II 主な事業計画

I 公益関係

(1) 税の啓発活動

税の啓発・租税教育については、公益法人として広く一般にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。

このため、税制関連の研修・講話等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等により、会員及び一般に対する適切な広報を実施する。

また、小中学校の生徒等に対する教育を支援・実施するほか、「税を考える週間」への協賛行事等を積極的に実施する。

(2) 税制改正提言活動

適正公正な税制と租税負担の合理化をはかるため、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

(3) 経営支援活動

会員の自己啓発を支援するため、法人会の根幹事業である税法・税務関係研修の強化に配意しながら、研修内容の充実を図るとともに、経営の支援するための事業活動を展開する。

なお、公益法人制度改革に対応するため、研修内容をより充実させるとともに、一般の参加も意識した事業活動の展開について検討する。

(4) 社会貢献

社会貢献活動については、引き続き「公益性」をより一層高めることに留意し、親会、青年・女性部会が一体となった活動をさらに充実することとし、地域の実情に即した活動を積極的かつ継続的に展開する。

(5) 研修会活動の充実

税法・税務を中心に研修会の開催強化に努め、研修参加人員の増大を図るとともに、研修教材の充実を図る。また、申告納税制度の一層の定着に資するため、研修会等を通じて消費税の「期限内納付推進運動」並びに「e-Tax」の普及推進に努める。

なお、新公益法人制度を踏まえ、会員企業に加えて一般市民等にも対象を広げた研修・講演会を開催し、一層の公益性を高めることとする。

(6) 広報活動の充実

法人会のイメージアップ知名度向上や会員増強等を図るための広報を充実させるとともに、新公益法人制度を踏まえ、広く国民に対し税の啓発に資する広報活動を積極的に展開する。

また、消費税の「期限内納付推進運動」並びに「e-Tax」の普及に資するためにPR活動を行う。

このため、ラジオCMの放送など、より効果的な活動を行うとともに、ホームページの充実をより積極的に進める。

2 共益関係

(1) 福利厚生事業

福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、重点推進制度を中心とした活動を展開する。また、福利厚生制度の中核を占める大型保障制度が平成23年に創立40周年を迎えるに当たり、会員の企業価値を高めることになる福利厚生事業の拡充に努める。

(2) 会員支援事業

優良経理担当者表彰を本年も計画し、会員に加入している企業のうち申告納税の良好な事業所に勤務し、経理関係の仕事に精通された功績が認められた担当者を表彰することとしている。

(3) 会員増強運動

県内の経済情勢は、世界的金融危機が広まり、極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少傾向が続いていることから、組織の強化・充実をはかるため、会員増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、全会員一丸となった積極的な会員増強を図る。

(4) 青年・女性部会の充実

イ 青年部会関係

新公益法人制度を踏まえ「青年部会のあり方（指針）」に沿って「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、「部会員増強運動」を引き続き推進する。

また、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」のより積極的な展開を図る。

ロ 女性部会関係

新公益法人制度を踏まえ「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

また、新公益法人制度を踏まえ、女性部会の活動をさらに充実させ、諸活動を積極的に図る。

なお、女性部会の創立20周年事業及び県連女性部会合同セミナーの協力、支援する。

3 管理関係

(1) 規程の整備

公益法人制度改革に向け、諸規定を総合的に整備することとする。

(2) 諸会議

総会、役員会、委員会等の諸会議を計画的に開催する。

(3) 事務運営体制等の確立

時代にあった組織運営体制が常に望まれるところであり、特に公益法人制度改革に対応するため、所要の体制整備を行うとともに、県連や各単位会間の連携強化に努める。

また、公益法人制度改革に関する研修会等の、全法連、県連、各種機関には積極的に参加し、執務上必要な知識習得を図る。

なお、I T 時代に対応したE メール、ホームページ等の積極的活用および個人情報の管理の徹底を図る。

4 その他、当会において実施することが必要と認める事業を行う。